

2. 報告事項

(1) 定期予防接種業務の変遷について(平成18年度以降)

年 度	内 容
平成18年4月	・麻しん風しんワクチンの接種回数が2回になる
平成20年4月	・麻しん風しん接種対象者に中学1年生相当及び高校3年生相当の年齢の者を追加
平成23年3月	・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン緊急促進事業開始
平成24年9月 11月	・不活化ポリオワクチン開始 ・四種混合ワクチン開始
平成25年3月	・麻しん風しん中学1年、高校3年相当年齢の5年間の時限措置終了
平成25年4月	・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児の肺炎球菌ワクチン定期接種化
平成25年6月	・子宮頸がんワクチン積極的推奨中止
平成25年11月	・小児の肺炎球菌ワクチン7価から13価に変更
平成26年10月	・水痘ワクチン定期接種開始 ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種開始
平成27年3月	・水痘の定期接種における特例対象者について、平成26年度末をもって終了する ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種における特例対象者のうち、平成26年3月31日において100歳以上の者について平成26年度末をもって特例措置を終了
平成27年	・インフルエンザワクチン製造株3価から4価に変更
平成28年4月 10月	・北海道が「予防接種を行う必要のない区域指定」を解除し、日本脳炎ワクチン定期接種開始 ・B型肝炎ワクチン定期接種開始
平成31年2月1日	・予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行 風しん追加対策として、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象者として追加
平成31年4月	・予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行(平成31年3月20日) ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種について、各当該年度に65歳から100歳まで5歳刻みの年齢になる者、平成31年度中においては100歳以上の者に対する定期接種開始(5年間の時限措置)
令和元年8月	・滝川市風しん追加対策(風しん第5期定期予防接種)の開始

年 度	内 容
令和元年 10 月	・ 予防接種・ワクチン分科会の審議において、ロタウイルスワクチン定期接種化について了承
令和元年 12 月	・ 厚生労働省健康局事務連絡「風しんの追加対策に係る令和2年度の対応について」 「クーポン券の利用率及び風しん発生状況を踏まえ、令和元年度及び2年度の対象でない世代（昭和37年4月2日から昭和41年4月1日生まれの男性）への積極的なクーポン送付と、年度当初から利用できるよう3月中に対象者に届くよう準備すること」に則り令和2年度対象者の拡大し準備を行った
令和2年 10 月	・ 異なるワクチンの接種間隔の見直し等予防接種実施要領改正 ・ ロタウイルスワクチン定期接種開始
令和4年 4 月	・ 風しん追加的対策の目標期限を令和7年3月末まで延長、風しん追加的対策の実施率の向上策について（令和4年4月20日厚生労働省健康局健康課長通知）により追加の実施率向上の取組を定め要請。 ・ ヒトパピローマウイルスワクチン定期予防接種の積極的な勧奨の差し控えを止め、個別勧奨を再開 ・ 積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に従来の定期接種対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種及び既に任意で接種を受けた者への接種費用の償還払いを実施（令和7年3月末まで）
令和5年 4 月	・ 四種混合ワクチンの標準的な接種開始時期を生後2か月に変更。 ・ ヒトパピローマウイルスワクチンの定期接種に9価ワクチン追加。 9価ワクチン2回接種の定期接種化
令和6年 4 月	・ 新型コロナウイルス感染症を予防接種法第2条第3項第3号に基づくB類疾病に位置づける。 ・ ヒブ感染症の定期予防接種において沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチンを、小児の肺炎球菌感染症の定期予防接種に沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンをそれぞれ使用可能とする。 ・ 高齢者肺炎球菌予防接種の特例措置が終了し、対象者が65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者となる。接種済の場合は、対象外となる。
令和6年 10 月	・ 小児の肺炎球菌感染症の定期予防接種に沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを追加し、沈降13価ワクチンを使用不可とする。
令和7年 4 月	・ 帯状疱疹の予防接種を予防接種法第5条第1項の規定に基づく定期予防接種とする。 ・ 麻しん風しん混合ワクチンの供給不足に伴い、令和6年度の麻しん風しんの第1期、第2期、及び風しん第5期対象であった者の予防接種対象期間を2年間延長する。 ・ ヒトパピローマウイルスワクチンの供給不足に伴い、平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回以上ヒトパピローマウイルスワクチンの接種をした者の対象期間が令和8年3月31日まで延長する。

(2) 令和6年度感染症関連の動向と対応について

1) 警報関係

各種感染症の注意報、警報発令について以下のとおり公式ホームページにて市民に注意喚起を実施した。

- 令和6年 7月26日 「手足口病警報が発令されました」
- 令和6年10月29日 「百日咳様の症状を呈する急性呼吸器感染症にご注意を」
- 令和6年12月25日 「年末年始に海外へ渡航される方は感染症にご注意ください」
- 令和7年 2月 5日 「水痘注意報が発令されました」
- 令和7年 3月 7日 「水痘注意報が発令されました」
- 令和7年 3月25日 「百日咳の発生に伴う注意喚起について」

2) 予防接種関連の通知と対応

① 国通知

- 令和6年11月20日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡「季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種における接種期間等について」

季節性インフルエンザ及び新型コロナワクチンの定期接種を希望する人が令和7年1月以降も適切に接種できるよう配慮を求める。

○接種医療機関に、インフルエンザの接種期間について延長予定はなく期間内に終わられるよう協力依頼するとともに通知を行った。

- 令和7年2月27日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡「四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について」

販売中止により、四種混合ワクチンを用いて第一期の予防接種を完了できないと見込まれる者については、接種回数に留意しつつ五種混合ワクチンを用いて完了するよう周知等必要な対応を求めるもの。

○接種医療機関に対応依頼の文書を送付した。

② 北海道通知

- 令和6年9月2日北海道保健福祉部感染症対策局「小児20価肺炎球菌ワクチン（プレベナー20）の定期接種導入について」

○予防接種実施医療機関に情報提供をした。

③ 市の対応等

- 令和6年7月9日「組換え沈降B型肝炎ワクチン「ビームゲン注」限定出荷解除について」接種医療機関に文書にて周知。
- 令和6年8月1日「手足口病にかかる更なる注意喚起について」北海道より提供された啓発資料の館内掲示。
- 令和6年12月27日「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」北海道より提供された文書、啓発資料を関係課に周知。

(3) 未接種者勧奨方法について

対象ワクチン	勧奨時期・方法
五種混合・四種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌	・ 出生児配付用たきかわっこファイルによる周知 ・ 新生児訪問による説明 ・ 乳幼児健診、相談にて接種状況確認と以降の接種スケジュール確認 ・ 四種混合については、9月就学時健診対象者案内に接種勧奨文書を同封、健診当日未接種者に勧奨。
B C G	・ 9～10か月児相談にて接種状況確認 ・ 未接種の場合、1か月後に接種状況確認し再勧奨
水痘	・ 1歳6か月健診にて接種状況確認 ・ 2歳児相談にて接種状況確認 ・ 未接種の場合、2か月後に確認し、再勧奨
M R 1 期	・ 1歳6か月健診にて接種状況確認 ・ 未接種の場合、2か月後に確認し再勧奨
M R 2 期	・ 年度初、翌年対象者に個別案内 ・ 7月夏休み前未接種者に個別勧奨 ・ 9月就学時健診対象者案内に接種勧奨文書を同封 ・ 12月冬休み前未接種者勧奨 ・ 2月末未接種者最終勧奨
二種混合	・ 年度初、翌年対象者に個別案内 ・ 7月夏休み前未接種者に個別勧奨 ・ 12月冬休み前未接種者勧奨 ・ 2月末 未接種者最終勧奨
日本脳炎	・ 出生届出時に配布するたきかわっこファイルに問診表を封入し周知 ・ 定期接種開始対象児（3歳）に対し、3歳児健診案内と合わせて個別通知 ・ 9月就学時健診対象者案内に接種勧奨ちらしを同封 ・ 年度初、定期接種第2期対象児（9歳）に対し、個別通知 ・ 年度初、特例対象者18歳に対し、個別通知
ヒトパピローマウイルス感染症	・ 年度初、定期接種及びキャッチアップ接種の未接種に対し、個別通知。 ・ 9月キャッチアップ接種及び定期接種の最終対象年度の未接種者に対し、個別通知。 ・ 2月キャッチアップ接種及び定期接種の最終対象年度の未接種者に対し、対象期間延長を個別通知。
風しん第5期	・ 令和6年4月抗体検査未実施者に個別案内。 ・ クーポンは、令和7年2月28日まで有効。
高齢者肺炎球菌	・ 65歳の者に対し、誕生月の翌月初頃に個別通知 ・ 新たに60～64歳の対象者となる者に対し、個別通知

(4) 予防接種の間違い報告について

○市内医療機関において、定期予防接種については発生なし

○健康被害

令和7年3月 新型コロナワクチン4回目を令和4年9月に接種した80歳代女性から健康被害救済制度医療費・医療手当申請あり。

同年5月健康被害調査委員会（書面会議）を開催し、意見を集約中。

(参考)「令和6年度予防接種の間違い報告について」

北海道感染症対策課予防接種担当課による令和6年度の北海道の調査結果

間違いの様態	間違い件数
1. 接種するワクチンの種類を間違えてしまった。(2. を除く)	6
2. 対象者を誤認して接種してしまった。	4
3. 不必要な接種を行ってしまった(ただし任意接種だとしても、医学的に妥当な説明と同意に基づくものであれば含めない)	57
4. 接種間隔を間違えてしまった。(間隔を短くしてしまったあるいは長くしてしまった)	81
5. 接種量を間違えてしまった。	8
6. 接種部位、投与方法を間違えてしまった。	5
7. 接種器具の扱いが適切でなかった。(8. を除く)	2
8. 既に他の対象者に使用した針を使う等、接種器具の適切でない取扱いのうち、血液感染を起こしうるもの。	1
9. 期限の切れたワクチンを使用してしまった。	60
10. 凍らせてしまう、冷蔵されていなかった等、不適切な保管をされていたワクチンを使用してしまった。	0
11. その他	27